

八王子市社会福祉審議会代表者等懇談会開催要綱

制定 令和4年（2022年）4月1日

（開催）

第1条 八王子市社会福祉審議会条例（平成26年9月24日条例第30号）（以下「条例」という。）に規定する八王子市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を円滑かつ計画的に運営し、条例第6条第1項に規定する各専門分科会の連携を図ることを目的に、「八王子市社会福祉審議会代表者等懇談会」を開催する。

（会議名）

第2条 八王子市社会福祉審議会代表者等懇談会の会議名は「八王子市社会福祉審議会代表者会」（以下「代表者会」という。）とする。

（意見を求める事項）

第3条 代表者会では、以下の事項について意見聴取する。

- （1） 審議会で審議される事項
- （2） 審議会の各専門分科会・部会の報告事項
- （3） その他、審議会に関して必要となる事項

（参加者）

第4条 代表者会の参加者は、次のとおりとする。

- （1） 条例第4条第1項に規定する八王子市社会福祉審議会会長及び副会長
- （2） 条例第6条第4項に規定する専門分科会の会長及び会長の指名する委員

（座長及び副座長）

第5条 代表者会に会を進行する座長及び副座長を各1名置く。

- 2 座長は、審議会の会長とする。
- 3 副座長は、審議会の副会長とする。
- 4 副座長は、座長の職務を補佐し、座長に事故のあるときはその職務を代理する。

（庶務）

第6条 代表者会の庶務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局は、福祉部福祉政策課の職員をもって構成する。

（開催期間）

第7条 代表者会の開催期間は、審議会委員の任期とする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。